

## 第 24 回広島県事業評価監視委員会質疑応答概要

日時：平成 18 年 6 月 7 日（水）9：30～12：30

場所：鯉城会館 5 階 サファイア（東）

議事（1） 県事業の事業概要説明について

議事（2） 重点審議する審査対象事業の抽出について

議事（3） その他

### 議 事

#### （1） 県事業の事業概要説明について（土木関係 3 部）

##### A 委員

道路改良事業に共通する質問だが、例えば一般国道 183 号高道路では、平成 11 年のセンサデータ 6,100 台/日をベースに、平成 42 年で 8,800 台と推計して便益計算が行われている。一方、人口は約 4 万 5,000 から約 4 万 3,000 に減少している。計画交通量は、平成 6 年から 11 年の推計を延長して設定されているが、このような計算方法でよいのか。また、直近のデータは平成 11 年しかないのか。また、予測の方法はどうか。中には B / C で微妙な結果が出ている事業もあり、計画交通量の設定によっては便益の大きさが変わる。

##### 道路整備室長

直近の交通量は、平成 17 年度にセンサで測定しているが、取りまとめができていないので、一つ前の平成 11 年度センサのデータに基づく推計を用いている。

また、交通量の推計では、人口的には広島県も全国的でも人口は減少傾向にあるが、国土交通省の現在の推計では全体的には免許保有率がまだ増加傾向にあるため、平成 32 年まで全国的に増加すると推計されている。

こういう中で、全国の推計データを基にその地域の特性、代替道路等を勘案して推計しているので、人口が相当減っている地域の道路も増加傾向になっている。

##### A 委員

予測については、しかるべきマニュアル等をベースに行われているということではあるが、よりきめ細かな予測が今後必要になるだろうと認識している。平成 17 年センサのデータとの整合性を早期にチェックし、事業に反映されるようお願いする。

##### 道路整備室長

了解した。

A 委員

一般県道佐木島線で供用区間ごとに時間短縮便益を計算しているが、その中にある平成 24 年供用区間が図面上どこに該当するのか説明いただきたい。

道路整備室長

図中赤い部分が未供用の事業中区間であるが、このうち赤に点模様で示す 3 カ所の区間が平成 21 年度に供用する予定であり、それ以外の赤い部分が平成 24 年度になる予定の区間である。

A 委員

確認できなかったもので、その説明を入れていただきたい。

道路整備室長

了解した。

A 委員

このような区間別に交通量を便益計算を行うというからには、区間別の交通量が必要である。全島一括して平均的な交通量で便益を計算するのは少し荒っぽいと思う。地点から地点の交通量のデータがなければ区間別の便益は計測できないはずであり、より詳しい精査、検討をしていただきたい。

委員長

いまのことは可能か。

道路整備室長

この島のセンサスポイントは、図面の北側、須波の 1 カ所しかなく、ここが 958 台で循環している。全カ所が 958 台通行しているわけではなく、各カ所で交通量は違うと思うが、これをもとに全体を推計している。全カ所で測定することは可能だが、かなり困難である。

A 委員

例えば別途にグラビティモデルのようなものを設けて、区間別に推計し直すといった補足作業を行うということも考えられる。気にかかるのは、この循環系の交通モードであり、循環させることが本当に必要か否かが一つのポイントである。それを検討するためには、きめ細かな計測というものが求められる。

委員長

これについては今後審議するとし、その他は。

B 委員

一般国道 375 号御園宇バイパスと一般国道 486 号新市府中拡幅の両事業で、代替案・コスト縮減の可能性として、橋梁部において維持管理費も含めたライフサイクルコストを削減するとあるが、具体的にどういうことがなされるのか。

道路整備室長

維持管理に関するライフサイクルコストの縮減というのは、最近橋梁等が何十年も経ってその多くが破損状態にあり、相当の維持費がかかることから、早期に損傷を発見して補修することで、トータルの補修コストが少なくて済むように適切な管理をしていこうという考え方である。小さい傷の段階から管理をすると少ない経費でもとの状態に復元できる。適切な維持管理経費を含めたライフサイクルコストの縮減を目指すということである。

委員長

そういう予防保全という考え方は当然だが、検討する具体的な内容について聞かれているのでは。

道路整備室長

耐久性のある塗装、耐候性塗装の使用なども検討している。

委員長

現在検討中ということか。

道路整備室長

そうだ。

C 委員

コスト縮減の可能性で、どの程度のコストが削減されるかという数値的なものは把握されていると思うが、そういうものは出すべきと思うがいかがか。

道路整備室長

広島県では 3 年間で 15% のコスト縮減をやっていこうということで、大きい工事については、事務所で工事ごとにコスト縮減の検討会をし、それを積み上げて、全体で 15% のコスト縮減を図っていこうという取り組みをしている。

技術企画室長

5年間である。コスト縮減に関しては、平成16年度から今年度までに、平成15年度に比べて10%のコスト縮減を図るということで取り組んでいる。具体的には、それぞれの工事発注のための設計書を作る際に、コスト縮減が何%できたか表に整理しながら、10%のコスト縮減を確保していくのが一つ。

また、今後の設計において設計の審査会を行い、新しい工法あるいは新しい設計手法を使ってコスト縮減を図るといった主に2つのやり方で縮減を図っていく。

ただ、個別にはまだ全部が詰め切れているわけではないため、その積み上げということで了解して頂きたい。

委員長

C委員，よろしいか。

C委員

よろしい。

B委員

道路改良事業全てに共通するが、コスト縮減の取組みとして発生土の他の場所への流用についてほぼ全部で言われているが、これは当たり前の話と思うのでこれだけなのか尋ねたい。

技術企画室長

建設発生土については、公共工事間の流用が非常に問題になっている。というのは、残土処分をする処分地の不足、また災害発生への恐れもあるなど、コスト縮減も目的ではあるが、建設発生土の抱える問題もあるため、私ども建設行政に携わる者は、残土処分の問題を念頭に置いていることから記載している。

B委員

これは一番重要なことであり、これ以外にもここに述べるようなことはないのかということを感じたのだが。

技術企画室長

そのほかに工法検討等やっているが、やはりこの残土処分の流用というのが金額的に大きく反映されるので記載している。それ以外は、今、知恵を出しているところであるので、また反映していきたい。

委員長

残土の利用については、県境を越えて協議されることはあるのか。

技術企画室長

今、建設発生土情報交換システムという全国的に残土の登録をするシステムができており、そこで県境越えてもできるようになってはいるが、実態はやはり県内や近場で処分されている。というのも50 kmを越えるとかかなりの運搬費がかかるため、逆に残土処分地をこちらでつくった方が安くつくということもある。

委員長

交通量の関係、コスト縮減について意見を頂いたが、そのほかは。

D委員

一般的であるが、コスト削減には前提があると思う。何もかもコスト削減でやるというのはいかななものか。特に橋梁などは耐震性等いろいろな問題が出てくるので、その点はしっかりと考えないといけない。コスト削減は必要だが、こういう課題も考えた上でのコスト削減でなければならない。

委員長

そのとおり。

C委員

一級河川江の川水系江の川の2ページのところで質問するが、費用の算定、総費用額の消費税、社会的割引率及びデフレーターを考慮しているとあるが、デフレーターは何%を使っているのか、またデフレーターを使っている事業と使っていない事業の違い、更に便益の方はデフレーターを考える必要がないのか、まとめて説明頂きたい。

河川企画整備室長

費用対効果については、河川改修事業における費用対効果で、事業を実施しない場合に想定される浸水被害がどれだけ軽減されるかということ積み上げている。この考え方や具体的な被害額及び費用の算定は国土交通省河川局の治水経済調査マニュアルに定めてある。

浸水被害の種類については、家屋や家庭用品など浸水を直接受ける直接被害と浸水被害を受けた事業所の運用停止損失や家庭における浸水等に伴う支出増などの間接被害がある。

被害額の算定については、資産単価、被害率がマニュアルにより設定され、家屋によって平米当たりいくらというような単価も定められている。

このデフレーターは、先ほどの治水経済調査マニュアルで定められたデフレーターであり、

これによって処理している。

デフレーターの影響については、平成12年度を100とし、平成元年度が96.6、飛んで5年置きに申すと、平成5年度が103.6、平成10年度が101.3、平成15年度が暫定の数字で95という数字になっている。

C委員

一級河川江の川水系大土川は、デフレーターを使ってないが。

委員長

使っていない事業が多いが、事業によって違いがあるのか。

河川企画整備室長

一級河川江の川水系江の川はデフレーターを考慮していると記載しているが、書いてないが他の事業も同様に処理している。

C委員

社会的割引率を使って、さらにデフレーターを使う意味が理解できない。また、費用にだけデフレーターを使うということも理解できない。後で出てくるようであれば説明頂きたい。

河川企画整備室長

了解した。

A委員

河川について、評価結果を見るのは初めてだが、道路なり、各種事業の評価チェックリスト等と比較しても、このままでは河川のものは理解できない。河川事業全てを抽出したいが、それもいかならう。

理由は何かというところ、便益について、少なくとも項目別に評価結果を数値で明記されるべきであり、他の事業は全てそうになっているのに河川は、総額があるだけである。費用の算定についても、なぜ事業費と維持管理費が出て、その総額は減少するのか。社会的割引率とデフレーターを用いる根拠は何なのか、理論的に理解できない。

また、その結果、例えば一級河川江の川水系江の川と一級河川太田川水系京橋・猿猴・府中大川の両方とも事業費と維持管理費の合計が減少しているがどのような計算がされているのか理解できない。また、一級河川江の川水系本村川と一級河川高梁川水系成羽川の事業費と維持管理費でほぼ同じような額が計上されているが、総費用額は相当異なっている。これは恐らく事業の期間の違い、取り扱いによる違いかも知れないが、ここまで変わるものなのか。計算の根拠、手法が理解できない。河川については、全てについて追加資料を提出頂きたい。特に

気にかかる一級河川江の川水系江の川，一級河川江の川水系大土川，一級河川江の川水系本村川について詳細説明頂ければ，他は類似した問題というように考える。いずれにせよ資料整備を次回開催前に頂きたい。他の事業については，きめ細かな積み上げのもと評価結果を出されていると思うので，他の事業と比較してもらいたい。

河川企画整備室長

追加資料を提出する。

C 委員

これは単に表現だけの問題だろうと思うが，例えば一級河川江の川水系江の川が長期化している理由で，全体計画延長が長くて事業規模が大きいから長期化している，河川工事の特性上，出水期を避ける必要があるということは，当たり前の話であり，表現の仕方に工夫が必要ではないか。

委員長

長期化という言葉そのものが以前から気になっている。総延長が長いんだから当然長期間かかるじゃないかと。それでも長期化と言わなければならないのかというあたりが分からない。

土木整備局長

道路と河川では，再評価する議論の仕方がかなり違うと感じる。今の事業評価，積算のやり方も含めて河川については当然安全上，防災上やらなければならないという感覚があり，費用対効果をまとめていく上で甘さは確かに感じる。求められてなかったということもあり，整理できていない。

道路については，本当に必要性があるか否かをチェックしながらやっていくという意味で5年とか10年の区切りがあると思うが，評価の内容が違う河川にも同じ公共事業ということで適用されているところに難しさが出ていていると感じる。確かに評価するということでは，同じ扱いになっているが，表現についてどういう言い方がいいのか，何十年もかかる事業を他と同様に5年で評価するのか，また，どの部分を評価するのかということを検討させて欲しい。

A 委員

治水，利水，また水環境，いずれも他の事業と共通性があり，どこが違うのか理解できない。同じように公共事業の一つである。確かに治水という面で安全性等についての重視ということはあろうかと思うが，海岸事業とか他の事業も同じ性格を持っている。いずれにせよ，同じ枠組みのもとでしかるべき検証を頂きたい

土木整備局長

誤解を持たれたかと思うが、全体事業を5年で評価する仕方について、5年でやる計画のところを5年で評価すれば、他の事業と同様になるが、治水事業の場合違うように感じるので、検討させて欲しい。

A委員

ダムについては、ほぼ理解できたつもりである。きめ細かい積算をされているように推察する。ただ一つ、不特定ダム身がわり建設費については、どのような計算がされたかという根拠が明確でない。被害軽減期待額については、例えば護岸の便益など災害について共通の方法を用いているように理解したが、身がわり建設費の計算方法等については説明頂きたい。

ダム室長

基本的に下流域への正常な維持流量というものを補給していくということから、同じダム形態で評価をしていくということであり、今の不特定容量分をダムで確保した場合の建設コストをここに計上している。

この額の内容については、詳しいデータがあるので提出は可能である。

A委員

容量と建設費が、例えば原単位的に対応しているということか。どのような計算をしているのか。

ダム室長

不特定容量として、今はこのダムに28万トン確保している。その28万トンの容量を確保するための想定上のダム建設費用を算定しており、これが身がわり建設費ということである。

A委員

ダムといってもいろいろ形式があるが、容量に対してどれぐらいの建設費というのはもう決まっているということか。

ダム室長

これは基本的な絵をかき、それを算定したということである。

A委員

了解した。その部分は興味がある。



委員長

もう少し詳しい資料をとということか。

A 委員

今後の検討のための勉強にもなるので、資料を頂きたい。

ダム室長

了解した。

A 委員

非常に荒っぽく計算されているというわけではない。今後の参考になろうかと思う。

B 委員

一級河川太田川水系京橋・猿猴・府中大川の高潮対策の件だが、これは昭和45年に事業採択ということでもかなり年数も経っている。近年、高潮被害がかなり多発しており、従来よりもかなり潮が高くなるような傾向も見られる。この辺りでどれぐらいの設定で計画しているのか。また、見直しされているのか。

河川企画整備室長

堤防の高さについては、伊勢湾台風級でも大丈夫だという高さで計画している。

現在、地球温暖化により潮位が若干上がりつつあり、しかし、どんどん上がってくるかといえばそうでもない。二、三十年のインターバルで潮位が上がったり下がったりしているということもあり、現時点で高潮堤防の高さに上げるということは考えていない。

B 委員

分かった。

A 委員

土生港土生地区箱崎地区小型船だまり整備で確認だが、この便益及び費用の計算で対象となっているのは、追加された箱崎地区のみということで理解してよいか。

港湾企画整備室長

土生、箱崎の両地区である。

A 委員

別のケースについては、すべて地区が分かれば別個に検討されている。これについて

も別個に検討してしかるべきではないか。

港湾企画整備室長

地区の名称は分けているが、一体的なものと考えているので、一つの費用、便益として説明した。

A 委員

距離的にも、地図を見ると離れているが。

港湾企画整備室長

記載を印象的に示しているだけで、実際は70mの距離であり一つにしたかったが、2つの地区ということであえて強調した。

A 委員

中心部だけを強調した。これらの地区は一体的に利用されているということか。

港湾企画整備室長

そうである。

A 委員

この便益の帰属者、帰属主体等、ステークホルダーというか、関係者が一緒であるということとは確認されなければいけないのでは。

港湾企画整備室長

確認はしている。もともと既存は箱崎地区であり、120隻ぐらいある船を今のところでは収容できないため、本来なら横へ拡張するところ、隣接するホテルを超えてその隣へつくった。一体のものということで理解頂きたい。

A 委員

分かった。これまでは確認である。

宇品地区と似島西地区、これは離れている。似島地区は別個に便益計算をされており、これはマニュアルに基づいて積算されたと理解するが、580.9億円の便益と、もう一方の宇品地区の69.9億円では、直観的に逆ではないかと感ずる。

港湾企画整備室長

これは浸水の便益を出す場合に想定浸水区域を考え、そこで何戸家屋があるか実数を拾った

ものに対して、自治体の中での事業所の割合が決められており、それを拡張、按分したということである。本来ならここへ家屋が10戸、事業所が50数戸あるが、マニュアルどおりだと1戸か2戸ということになる。便益計算上こうせざるを得ないが、ある意味マニュアルの矛盾が出ているように思う。

A 委員

マニュアルが現実に合っていないと。そこも勉強したい。

あと横田港坊地地区港湾緑地整備だが、これも補足の説明が欲しい。特に2ページにおいて支払い意志額なり消費者余剰等の原単位というか、額が計上されている。これはどのようなマニュアルのどのようなことを想定して数値を出しているのか。また、ここに適用するのが妥当なのかどうか、その根拠について説明頂きたい。

港湾企画整備室長

資料を持ち合わせていないので、追加資料により別途説明させて欲しい。

A 委員

定量化のやり方そのものについては何ら問題はない。ただ、根拠資料が的確かどうか、補足説明を頂きたい。抽出されるされないは別にして、追加資料を頂きたい。

E 委員

港湾緑地は法的に必要なものなのか。

港湾企画整備室長

港湾労働者、また港湾に関連する勤労者の就労環境の改善、維持というのがまず一つあり、そのほか周辺の交流の機会の場合としての機能も付加的に確保する。

あと物揚げ場の背後に緩衝緑地があり、これについても一般の住居と物揚げ場を隔離するというので、それぞれ緑地は必要であり計画している。

E 委員

法的という意味ではないのか。

港湾企画整備室長

法的にはない。

E 委員

休息緑地の整備による港湾就労者や近隣就労者の便益計算のところ、随分対象人数が少な

い。また、緩衝緑地の整備による周辺地域環境改善効果に対する便益で計上されている1世帯当たりの支払い意志額2,097円もマニュアルにどのような規定があるのか。その指数は教えて頂きたい。

それと土生港土生地区箱崎地区小型船だまり整備についてだが、去年宇品港を視察して大体のイメージはできているつもりだが、個々の船から徴収する港湾使用料はどこに入るのか。県なのか、市なのか。

港湾企画整備室長

一般に公共の岸壁を使うと、そこへ船をつけるということになり、係船料を港湾管理者に納める必要がある。この小型船については料金は取っていない。

委員長

その理解は難しい。係船料は要るけども、船だまりにとめる小型船は取ってないと。

空港港湾事業局長

一般的な考え方を説明すると、港湾については、会計的には港湾整備特別会計を設けている。これは港の岸壁あるいは船をつけたり岸壁を使ったり、そういった場合に基本的に徴収する使用料を収入として港湾整備の特別会計の方に入れ、使用料を取る施設については、基本的には港湾整備特別会計の方で整備をしている。

E 委員

それは県の方が。

空港港湾事業局長

港湾管理者の県である。

この特別会計と、もう一つ、一般の土木事業のように、国の補助を受けて整備を行う一般会計の2つがあるが、一般的には、使用料を取るのは港湾整備の特別会計に入る。土生港の船の使用料は、漁船であり、今までの歴史的な経緯もあるため、県の条例に基づいて使用料を免除するということで使用料は取っていない。

委員長

漁船はほとんど免除されていると考えてよいのか。

土木整備局長

そうである。

委員長

どこの漁港でも免除されているということなのか。

土木整備局長

そうである。

E 委員

分かった。

B 委員

広島港と尾道系崎港で、近年の台風により被害が出て、計画の見直しがなされているということであるが、一級河川太田川水系京橋・猿猴・府中大川では、別にそういう見直し案はないというふうに回答された。河川と港湾の違いはあるが、やはり違和感がある。

港湾企画整備室長

見直しというのは、事業計画区間の見直しがまず1つあり、次に構造物の見直しがある。構造物の見直しというのは、広島港についてはモデル台風を外力としており、ほかの港湾では、平成16年の台風を受けて高潮の検討委員会を開き、その中で設計基準の見直しを検討している。新たに見直した構造については逐次実施可能なところから適用するようにしている。

委員長

そのあたりのスタンスの差が河川系と港湾系で違うと考えて、今のところ現状ではいいのか、これは誰に聞けばいいか。時間の関係もあり、資料でまとめて頂きたい。

B 委員

竹原港だが、途中で排水機場、ポンプをつけ足したということだが、この必要性は。これでかなり費用が上がっているわけで、この必要性が余り説明では理解できなかった。

港湾企画整備室長

ポンプは、沖辺地区だが、平成11年の台風の影響があり、規模を見直す必要があるということで、そのとき新たに計画した内水排除のポンプである。

委員長

いろいろ検討されたけれどもということか。やはりポンプを使うとコスト的にはパフォーマンスがいいという理解か。

港湾企画整備室長

そういうことである。既存のポンプが4立方メートルぐらいであり、これでは平成11年の台風規模に対応できないことから、能力を上げるために付加させている。それがポンプの追加である。内水のことであり、護岸の高さというよりはポンプの機能を上げるということで追加している。

B委員

17億円から40億円に上がったうちのポンプの費用というのはどれぐらいか。

港湾企画整備室長

ポンプが14億円である。

B委員

大変これは大きいわけで、これの維持費もまたかなり要る話だが、この必要性はもう十分にあったということか。

港湾企画整備室長

そうである。

委員長

資料を頂きたい。

## (1) 県事業の事業概要説明について（農林水産部）

C委員

田草川地区経営体育成基盤整備事業の費用対効果分析結果概要の景観保全効果はCVMで評価された額か。

農業基盤室長

いいえ、石積み水路とするのに要した経費を効果として算定する方法をとっている。

E委員

田草川地区経営体育成基盤整備事業では、農家負担が12.5%となっているが、全体事業費約10億円の12.5%を単純に、受益者である117人で割ると100万円超の金額となる。ほ場の大型化による便益向上に、一定の負担を負うべきかもしれないが、一方で、港湾事業では受益者がそれなりに特定できるはずなのに負担を求めている。事業が異なり比較は困難かもしれないが、どう考えればよいのか。農家の負担はどういう徴収方法になっているのか。

先ほどの港湾のところはどうしても毎年毎年ひっかかる。それとの比較を考えていく上で、ぜひ教えていただきたい。

#### 農業基盤室長

ほ場整備は個人の所有地、個人的な財産そのものを生産性の高い基盤に変え、個人的な財産の価値を上げるという色彩がある。

また、100万円余の農家の負担については、中山間地域で農業をやっていくには生産性をできるだけ上げて、効率的な農業に向けた基盤整備を行わざるを得ないということからも選択をされたことであり、これに対しては農林漁業金融公庫の貸し付けがあり、長期返済ができ、単年度で100万円が必要な訳ではない。

#### A委員

まず、重井地区畑地帯総合整備事業と久比西地区畑地帯総合整備事業について、効果の発現状況を見ると、重井地区畑地帯総合整備事業では、農業生産向上効果の額が非常に大きい。その次に農業経営向上効果となっている。他方、久比西地区畑地帯総合整備事業については、走行経費節減効果が大きく、本来的な農業の生産なり経営にかかわる効果は非常に小さい。生産性が必ずしも上がらなくても、走らせていればそれで節減効果が出るといえば出るのであろうが、どう理解したらよいのか。

#### 農業基盤室長

両地区で事業の内容が異なる。重井地区畑地帯総合整備事業はかんがい用水の補給という事業が盛り込まれているが、久比西地区畑地帯総合整備事業では実施していない。かんがい用水の対応をした方は、例えば干ばつ被害の防止や施設型の高収益の野菜への移行等があり、新たな作物の導入が可能になり、より高度な営農が展開できる基盤づくりとなる。

一方、久比西地区畑地帯総合整備事業については、走行費用の軽減や災害の防止効果的な整備内容になって、事業内容が両地区で異なっているため効果の結果に差が生じている。

#### A委員

走行節減をすれば出荷や仕入れで合理化が図られ、間接的に生産向上にも結びつくというように理解できる。走行経費の節減といっても運ぶものがなければ余り効果は出ないので、付加価値の高いミカン等かんきつ類を運ぶのではないか。その中身がどうなっているか関心がある。生産性向上が原点だろう。生産者の所得の維持なり向上ということを前提にして走行関係を整えるということがやはり大事だろうと思うが、そのあたりがこの久比西ではどのようになっているのかということについて関心がある。

次に、三次・吉舎地区農村振興総合整備事業と安芸しょくの郷地区中山間地域総合整備事業についてだが、これらはともに、その他の潜在的効果というのを大変強調している。しかしな

がら、便益計算の中には入れておらず、この点についてどのように今後取り組まれるのか。ここまで強調されるのであれば、やはり内部化されて費用対効果の中で考慮すべきではないのかと思う。むしろ面的な総合整備の意味がその他の潜在効果というところにあるというような強調がされており、そこをどのように考えられるのか、あくまでその他でこのままにしておかれるのかどうか。お考えをお聴きしたい。

農村基盤室長

例えば土地改良事業においては農林水産省の経済効果の算定方法があり、農村の生活環境の効果においては、費用便益マニュアルがあるので、現在試算できる効果は、費用対効果分析結果の概要というところで算定しお示ししている。

ただ、その算定ができないものについては、この文章の中で記述する、そういう算定ができないものも記述されたらどうかというような御指摘もあり、このような対応としている。

A 委員

農業関係の事業など、1次産業に関連した事業は、多少の差はあるにしてもこのようなその他潜在効果ということは非常に大きいと思う。むしろ経済的な原因のもとで売り買い、いわゆる収益がどうかということ以上に国土保全なり環境なり、その辺のところの影響というのが大事であるが、今後ともその他という位置づけのもとで扱われていくのかどうか。むしろそれを内部化されてトータルとしての効果をとらえていこうという姿勢が求められるのではないかと思うが、その辺のところの県としての姿勢を、お聞きしたい。

農村基盤室長

農業においては目に見えない効果もあり、それは委員の御指摘のとおりだと思う。

ただ、現実的にそれを分析してお金に換算するのは大変難しい。ただ農林水産省もこの点については検討されているが、現在のところ費用換算には到っていない。現状においては、文書で書く程度だと考える。

委員長

当然研究が必要であろうが、県の声が国に届くとか、国の研究機関等でこういうことをどんどん推進していくとか、そういうシステムといえは上げさかもしれないが、そういう現状は今どうなのか。

農村基盤室長

農村環境に関しての効果算定方法というものを、14年3月に農林水産省が案として出している。これは都道府県等の地方からの要望に基づいたものだ。このように、効果算定の手法とか算定方法については県の方からも国に対して要望を出している。



#### A 委員

国との関係のもとで一定の枠組み，マニュアルがあって，そういう枠組みのもとでの計算，試算が必要である。これは理解できる。納得できるかどうかは別にして理解はできる。

しかし，県として例えば河川の上流域，中流域，農地の保全の重要性というのは認識されているのか，それを市場原理のもとだけで本当にやっていけるのかどうかという問題だ。だから県としての姿勢は国に対する姿勢とはまた別にあってもいいのではないか。ただ，ここでもチェックリストの書き方についてはどうこうは言わないが，そのベースにおいては雇用も含めた形で今後の公共事業のあり方，公共事業の枠組みの見直し，それが必要なのではないかということをお前は申し上げたい。それをお聞きしたかったということである。

#### 委員長

では，ぜひ参考にさせていただき，今後に活かしていただけたらと思う。

#### B 委員

大見地区地すべり対策事業だが，どう対策を講じても，完全に地すべりをとめることは難しい話だ。例えば地すべりが起きた後，その表面を整備するといったような発想だってあり得るのではないか。要はもう地すべりは絶対に起きないようにしようとするとしたら，これは切りがない話である。

#### 農業基盤室長

この大見地区においても既に一部押し出ししている状態があり，小さい規模ではあるが，農地ののりとか家の裏とかが膨らんで危険な状態になっている。つまり，既に滑り状況が発生しており，これを放っておくとますます傷口が大きくなるという状況にある。

#### B 委員

ただ，崩れていく方がより安定な状態に移行するわけで，そういう安定な状態で整備をするという発想の転換というか，どうしても地すべりはとめるんだ，絶対に起きないようにするんだという発想が本当にいいのかどうかというあたりに疑問を感じる。切りがないのではないか。これが人命とか何かに関係するなら，大変問題なわけであるが，地形が変わるだけなのであれば，むしろその方が安定な状態だ。

#### 農業基盤室長

そこで生産活動が行われ，かつ生活も行われている。町道等の公道もある。そういったものへの被害が出ているという状況から，やはりそれについては対策を講じるべきだと我々は判断をしている。

A 委員

今の件に関連して、負担割合に地元負担がない。だから必要なところについては国なり県の補助金でもって済む。そうであれば、どこまでの対応が必要なのかという判断が大事になる。

ちなみに県の中でこの種の地すべり対策事業というのは何件くらいあるのか。そしてどの程度の予算が使われているのか。言えば行政が対応してくれるのであれば、どんどん言うてくるのではないか。

農業基盤室長

農林水産関係の地すべり指定地は県内で9カ所、既に事業を終えている地区も多い、やはり内陸部にかけて散在をしているという状況です。

A 委員

事業の必要性の評価など、チェックはきちんと行われているようで安心した。

B 委員

やはり、この種の地すべりを完全にとめるというのは難しいのではないか。ボーリングを、または排水口を幾つつくればどこまで本当にとめられるというか、この予想は大変難しい。下手をすると本当に切りがないというような感じもして、むしろ滑ったならば、その後で整備をする方がいいと、このような発想もあってもよいのではないか、こういうことをちょっと感じる。

委員長

では、そういうB委員のお考えを披露いただいたということで、よろしく願いたい。

また、本日、各委員から追加資料等の要望があった件については抽出されるされないにかかわらず、次回に資料提供をお願いしたい。

## (2) 重点審議する審査対象事業の抽出について

委員長

次に、広島県事業評価監視委員会設置要領第2条第1項の規定に基づいて、次回から重点的に審議する対象事業の抽出に入る。

(審議の結果次の10事業が抽出された)

- 1 一般県道佐木島線 道路改良事業
- 2 一級河川江の川水系江の川 広域基幹河川改修事業

- 3 一級河川江の川水系大土川 総合流域防災事業
- 4 一級河川太田川水系京橋・猿猴・府中大川 地震・高潮対策事業
- 5 梶毛ダム建設工事 ダム建設事業
- 6 横田港坊地地区港湾緑地整備 港湾環境整備事業
- 7 広島港 港湾海岸保全施設整備事業
- 8 久比西地区 畑地帯総合整備事業
- 9 大見地区 地すべり対策事業
- 10 三次・吉舎地区 農村振興総合整備事業

### (3) その他

委員長

今後の日程について事務局の説明をお願いします。

土木総務室長

今後の委員会審議の日程等については、7月ごろに現地調査、8月ないし9月ごろに重点審議のための委員会、10月ないし11月ごろに意見書作成に向けた委員会を開催させていただき、年内に意見書をいただきたいというふうに考えている。

現地調査につきましては、今後、委員の皆様方の御意見や御都合を伺った上で調整していきたいと考えているが、本日抽出いただいた事業の中で現地調査を行う必要があると思われる箇所があれば御提案いただきたい。

委員長

特に意見がなければ、事務局と相談させていただいてよろしいか。

委員長

それでは、これで本日の広島県事業評価監視委員会を閉会する。